43　法附則第十五条第三十七項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。

44　法附則第十五条第三十七項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一　事務所の用に供する家屋及び償却資産

二　宿舎の用に供する家屋及び償却資産

三　休憩施設の用に供する家屋及び償却資産

附則第十二条第一項第七号中「高齢者向け優良賃貸住宅」を「サービス付き高齢者向け住宅」に、「（平成十二年法律第二十六号）第三十四条」を「第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項」に改め、「次号」の下に「及び第二十一項」を加え、「三十五平方メートル」を「三十平方メートル」に改め、同項第八号中「高齢者向け優良賃貸住宅」を「サービス付き高齢者向け住宅」に、「三十五平方メートル」を「三十平方メートル」に改め、同条第二十一項第二号中「高齢者の居住の安定確保に関する法律第四十一条第一項の規定による」を「サービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用に係る」に改め、同項第三号中「第三十条第二項」を「第七条第二項」に、「サービス付き高齢者向け住宅登録簿」に、「賃貸住宅」を「サービス付き高齢者向け住宅」に改める。

附則第十二条の二第三項中「、第九項及び第十三項」を削り、同条第六項から第十一項までを削り、同条第十二項中「附則第十六条の二第六項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、「災害救助法」の下に「（昭和二十二年法律第百十八号）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第十三項中「附則第十六条の二第六項」を「附則第十六条の二第三項」に、「同条第六項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項及び第十五項を削り、同条第十六項中「、第九項及び第十三項」及び「（第十一項及び前項において準用する場合を含む。）」を削り、「から第七項まで」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十七項を同条第九項とする。

附則第十五条の二第二項中「第五十二条の十の三」を「第五十二条の十の二」に改める。

附則第十六条の二の八第五項を削る。

附則第十六条の二の十中「から第五項まで」を「から第四項まで」に改め、同条の表法附則第三十三条第五項の項を削る。

附則第十八条の四第六項中「、第四項」を「、第五項」に、「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第二十三項第三号の規定の適用がある場合における同号に規定する当該割当株式を受け入れた特定口座に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、法第三百十三条第十四項及び第十五項の規定は、適用しない。この場合における法附則第三十五条の二第六項の規定の適用については、同項中「第三百十三条第十五項の規定により同条第十四項」とあるのは、「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十八条の四第七項の規定により第三百十三条第十四項」とする。

附則第十八条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「。第六項」を「。第八項」に、「及び第六項」を「及び第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第二十三項第三号の規定の適用がある場合における同号に規定する当該割当株式を受け入れた特定口座に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、法第三十二条第十四項及び第十五項の規定は、適用しない。この場合における法附則第三十五条の二第一項の規定の適用については、同項中「第三十二条第十五項の規定により同条第十四項」とあるのは、「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十八条の四第七項の規定により第三百十三条第十四項」とする。

附則第十八条の五第二十二項第三号及び第二十四項第三号、第十八条の六第三十一項第三号並びに第十八条の七の二第十五項第三号中「から第八項まで」を「及び第七項」に、「及び第七百六条の二」を「並びに第七百六条の二第一項」に改める。

附則第二十二条第一項中「附則第十一条第五十項」を「附則第十一条第三十六項」に改め、同条第二項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第八項」に改める。

附則第二十三条第一項中「、附則第七条第七項第三号」を削り、「附則第十一条第十項第三号、第十三項、第三十四項第三号及び第五十項」を「附則第十一条第八項及び第三十六項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の表中「附則第四十一条第十一項」を「附則第四十一条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法附則第四十一条第四項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する移行一般社団法人等のうち、平成二十年十二月一日前に所得税法施行令第七十三条第一項に規定する承認を受けた法人とする。

第二条　地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法施行令第七条第七号の改正規定中「第七条の十五の十一第六号」を「第七条の十五の八第六号」に改める。

附則第一条第四号中「並びに同令附則第十八条の六の次に一条を加える改正規定」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四の二　第一条中地方税法施行令附則第十八条の六の次に一条を加える改正規定　平成二十七年一月一日

（国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正）

第三条　国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表に次のように加える。

岩国飛行場	山口県岩国市

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法施行令第九条の二、第九条の五、第九条の九の二第一項、第九条の九の四第一項、第二十八条第一項、第二十九条及び第四十八条の十二第二項の改正規定並びに同令附則第四条の五を同令附則第四条の六とし、同令附則第四条の四の次に一条を加える改正規定及び同令附則第十八条の四の改正規定並びに次条、附則第三条第二項及び第五条第二項の規定　平成二十四年一月一日

二　第一条中地方税法施行令第五十六条の八十八の二及び第五十六条の八十九第一項の改正規定並びに同令附則第十八条の五、第十八条の六第三十一項第三号及び第十八条の七の二第十五項第三号の改正規定並びに附則第九条の規定　平成二十五年四月一日

三　第一条中地方税法施行令第八条の九第一項の改正規定（「第六十八条の十四第五項」の下に「、第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。）、同条第二項第一号の改正規定（「第四十二条の十第五項」の下に「、第四十二条の十一第五項」を加える部分及び「第六十八条の十四第五項」の下に「、第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。）、同令第八条の十第一項の改正規定（「第四十二条の十第五項」の下に「、第四十二条の十一第五項」を加える部分に限る。）、同令第二十四条の六第一項の改正規定（「第六十八条の十四第五項」の下に「、第六十八条の十五第